



# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

○ 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
○ 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則（高齢者福祉介護課）	19
○ 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）	19
○ 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（医療政策課）	20
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（地域保健課）	20
○ 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課）	32
○ 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）	32
<b>○ 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）</b>	<b>33</b>
○ 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）	34
○ 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市公園課）	34
○ 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課）	35
○ 沖縄県建築基準法施行細則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	36

### 告 示

○ 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示（地域・離島課）	36
○ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課）	37
○ 救急病院の告示（医療政策課）	37
○ 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）	38
○ 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示（産業政策課）	38
○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	39
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可・2件（都市計画・モノレール課）	39
○ 土砂災害警戒区域の指定・6件（海岸防災課）	40
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除・2件（海岸防災課）	42
○ 土砂災害特別警戒区域の指定・7件（海岸防災課）	43
○ 県営都市公園の利用料金の承認・6件（都市公園課）	52

### 公 告

○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（ワクチン・検査推進課）	56
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）	57

### 訓 令

○ 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程を廃止する訓令（青少年・子ども家庭課）	57
---------------------------------------	----

### 監査委員事項

○ 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表	57
---------------------------------------	----

### 海区漁業調整委員会事項

○ 漁業法に基づく指示事項・2件	57
------------------	----

### 正 誤

○ 令和5年3月31日付け公報号外第10号中訂正	63
--------------------------	----

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉城康裕

**沖縄県規則第12号****沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1職種につき、次に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」に改め、第1号及び第2号を削り、同条第1項に次の表を加える。

区分		額	
3級以外の級		1職種につき18,200円	
3級	在校生	23歳未満の者	1職種につき7,600円
		23歳以上の者	1職種につき12,100円
	在校生以外の者	23歳未満の者	1職種につき13,700円（受験の申込みの日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者にあっては、9,200円）
		23歳以上の者	1職種につき18,200円

第2条第2項を削り、同条第3項中「前2項各号に規定する」を「前項の表に掲げる」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の表に掲げる23歳未満の者とは、実技試験が行われる日の属する年度の4月1日において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉城康裕

**沖縄県規則第13号****沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中24の項を26の項とし、23の項を24の項とし、同項の次に次の1項を加える。

25	前項の占用物件と一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	条例で定める額に9分の8を乗じて得た額
----	------------------------------------	---------------------

別表第2中22の項を23の項とし、18の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、17の項の次に次のように加える。

18	アーケードのために占用するとき。	条例で定める額に100分の80を乗じて得た額
----	------------------	------------------------

別表第2中17の項を次のように改める。

17	無電柱化の推進に伴い、地中に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホールのために占用するとき。	占用料の全部
----	--	--------

別表第2中15の項及び16の項を次のように改める。

15	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	占用料の全部
16	電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	占用料の全部

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項及び第3項中「別表第2の16の項」を「別表第2の18の項」に改める。

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉城康裕

#### 沖縄県規則第14号

##### 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第1号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉城康裕

#### 沖縄県規則第15号

##### 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

320円	430円
250円	360円
250円	310円
170円	250円
190円	260円
220円	310円
190円	260円